

香川県報



第 43 号

平成 18 年

6月2日(金曜日)

告 示

○平成十八年三月十四日（香川県報第九三一九号）香川告示第百八十一の三
号中訂正

●香川告示第四百五十一号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、同条第三項において準用する同法第五条第四項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成十八年六月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 申請の概要

- (1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名
広島県尾道市美ノ郷町本郷字新本郷1-65
シノブデリカ株式会社
代表取締役 森田 堅
- (2) 事業場の所在地及び名称
観音寺市柘田町字干拓丁93-7
シノブデリカ株式会社四国工場
- (3) 変更しようとする事項の内容
増産による汚水等の量の増加及び既設排水処理施設の変更
- (4) 特定施設に関する事項

種 類	力	備 考
弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	弁当類 12,800食/日、おにぎり類 26,500食/日、調理パン類 10,900食/日	
工事着手予定年月日	許可後	
工事完成予定年月日	着工後1月	

告 示

目 次

（●印は、県法規集掲載事項）

ページ

- 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の構造等の変更の許可申請
（環境管理課） 一
- 障害者自立支援法の規定による事業所の所在地の変更の届出
（障害福祉課） 三
- 漁船損害補償法の規定による付保義務の発生のための同意の認定
（水産課） 四
- 道路の供用開始
（道路課） 四
- 公有水面埋立工事の竣功認可
（港湾課） 四
- 都市計画の変更（三件）
（都市計画課） 五
- 道路の位置指定
（建築課） 六
- 地方自治法施行令の規定に基づく収納事務の委託
（住宅課） 六
- 公 告
- 大規模小売店舗立地法の規定による変更の届出
（経営支援課） 七
- 土地改良事業の同意
（土地改良課） 七
- 土地改良区の定款の変更の認可
（ ） 八
- 選挙管理委員会告示
- 個人演説会等を開催することができる施設として指定した旨の報告
（ ） 九
- 収用委員会公告
- 土地収用法の規定による収用の裁決手続の開始の決定
（ ） 九
- 正 誤
- 平成十八年三月十四日（香川県報第九三一九号）香川告示第百八十一の三
号中訂正 一一

等	使用開始予定年月日	完成後			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間	連続24時間使用				
排出される汚水等の汚染状態	項 目	変更前		変更後	
		通常	最大	通常	最大
汚水等の汚染状態	水素イオン濃度	5～8	5～8	5～8	5～8
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	1,600	2,000	1,600	2,000
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	800	1,000	480	600
	浮遊物質質量 (mg/ℓ)	880	1,100	800	1,000
	窒素含有量 (mg/ℓ)	60	75	60	75
	りん含有量 (mg/ℓ)	40	50	40	50
	ノルマルヘキサノ抽出物質含有量 (mg/ℓ)	120	150	32	40
	排出される汚水等の量 (m ³ /日)	224	280	272	340

(5) 汚水等の処理施設に関する事項

種 類	排 水 処 理 施 設
能 力	(変更前) 280m ³ /日、(変更後) 340m ³ /日
汚水等の処理方式	加圧浮上処理(新設)十活性汚泥処理十凝集沈澱処理
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後
期 工 事 完 成 予 定 年 月 日	着工後1月
等 使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間	連続24時間使用
処理前及び処理後	処 理 前 通 常 処 理 後 最 大

の汚水等の汚染状態	水素イオン濃度	5～8	5～8	5.8～8.6	5.8～8.6
		生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	1,600	2,000	20
排出される汚水等の量 (m ³ /日)	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	480	600	20	30
	浮遊物質質量 (mg/ℓ)	800	1,000	40	50
	窒素含有量 (mg/ℓ)	60	75	15	15
	りん含有量 (mg/ℓ)	40	50	2	2
	ノルマルヘキサノ抽出物質含有量 (mg/ℓ)	32	40	20	20
	272	340	272	340	

(6) 排出水の汚染状態及び量

区 分	第 1 排 水 口	変 更 後	
		通常	最大
排出水の汚染状態	水素イオン濃度	5.8～8.6	5.8～8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	20	30
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	20	30
	浮遊物質質量 (mg/ℓ)	40	50
	窒素含有量 (mg/ℓ)	15	15
	りん含有量 (mg/ℓ)	2	2
	ノルマルヘキサノ抽出物質含有量 (mg/ℓ)	20	20
	大腸菌群数 (個/ml)	1,000	3,000
	排出水の量 (m ³ /日)	266	332
		314	392

他に、排水口が7箇所（雨水専用）ある。

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成18年6月2日から同月23日まで

(2) 場所

香川県環境森林部環境管理課
観音寺市市民部生活環境課

●香川県告示第四百五十二号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成十八年六月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	変更年月日	サービスの種類
三七〇〇〇一	あいうえおケアセンター	有限会社あいうえお	平成十八年五月一日	居宅介護 外出介護
一〇一一五一	(変更前) 坂出市御供所町一丁目四番一三号	(変更前) 坂出市御供所町一丁目四番一三号		
一七	(変更前) 坂出市御供所町一丁目四番一三号	(変更前) 坂出市御供所町一丁目四番一三号		
三七〇〇〇一	(変更後) 坂出市府中町五六七五番地一八	(変更後) 坂出市府中町五六七五番地一八		
一〇一一五一	坂出市府中町五六七五番地一八	坂出市府中町五六七五番地一八		
一六				
三七〇〇〇二				
一〇一一五一				
六五				
三七〇〇〇三				
一〇一一五一				
一五				

三七〇〇〇三
一〇一一五一
六四
三七〇〇〇五
一〇一一五一
一三
三七〇〇〇五
一〇一一五一
六二

●香川県告示第四百五十三号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、牟礼加入区について同法第百十二条第一項の規定による同意があったと認めたとので告示する。

平成十八年六月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県告示第四百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。
その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成十八年六月二日から同月二十三日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年六月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路線名 長尾丸亀線（四十六号）
- 三 道路の区域

区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考

丸亀市川西町南一〇七三番一地从先から	一一・三	二〇二	平成十四年 香川県告示 第七百六十 一号で変更 した区域の 一部
丸亀市川西町南一〇六二番一地从先まで	二三・八		

四 供用開始の期日 平成十八年六月二日

●香川県告示第四百五十五号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二条第一項の規定により、次のとおり公有水面埋立てに関する工事の竣工を認可した。

その関係図書は、直島町建設経済課において平成十八年六月二日から十年間閲覧に供する。

平成十八年六月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 竣工認可年月日

平成十八年六月二日

二 竣工認可を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名及び住所

香川県

高松市番町四丁目一番一〇号

香川県知事 真鍋 武紀

三 埋立区域

1 位置

(一) 二工区A

香川県香川郡直島町字地藏山三七七一番五及び三七七一番四地先公有水面

(二) 二工区B

香川県香川郡直島町字地藏山三七七一番四地先、同町字追出二〇七二番一七及び二〇七二番一八地先、同町字宮ノ浦二二〇三番二に接する無番地地先、同町字宮ノ浦二二四九番三九及び二二四九番四〇地先公有水面

(三) 三工区

香川県香川郡直島町字宮ノ浦二二四九番二六、二二四九番四〇及び二二四九番四一地从先公有水面

(四) 四工区

香川県香川郡直島町字宮ノ浦二二四九番四〇及び二二四九番四三地先公有水面

2 区域

(一) 二工区A

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と③の地点を結ぶ平成十二年秋分の満潮位（D・L・十二・七八メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 二等三角点直島（北緯三四度二七分二一・七二三秒、東経一三三度五九分六・一七三〇秒。以下「基点」という。）から二六七度二七分三〇秒、九〇六・六〇メートルの地点

②の地点 ①の地点から三一四度三五分四二秒 五・一〇メートルの地点

③の地点 ②の地点から四五度〇七分〇四秒 一〇・三三メートルの地点

(二) 二工区B

次の各地点を順次に結んだ線及び④の地点と⑳の地点を結ぶ平成十二年秋分の満潮位（D・L・十二・七八メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

④の地点 基点から二六八度一七分〇四秒、九〇〇・〇二メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から四五度〇七分〇三秒 一七・二三メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から三五五度二〇分〇六秒 七・九二メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から八五度一五分三五秒 一・二二メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から三五五度一四分四八秒 五・九六メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から二六四度五八分五五秒 一・二四メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から三五五度一五分二一秒 二四・七六メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から三一五度一六分三八秒 五八・七四メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から二二五度一四分一三秒 四二・〇六メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から三一五度二二分五二秒 二五・〇一メートルの地点

⑭の地点 ⑬の地点から四五度一四分五〇秒 九〇・三一メートルの地点

(三) 三工区

次の各地点を順次に結んだ線及び③④の地点と②⑧の地点を結ぶ平成十二年秋分の満潮位(D・L・十二・七八メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- ③④の地点 基点から二七六度二六分一四秒 九八五・六二メートルの地点
- ③③の地点 ③④の地点から二二五度一四分四一秒 一八・五五メートルの地点
- ③②の地点 ③③の地点から二七〇度一四分三九秒 二一・三六メートルの地点
- ②⑦の地点 ③②の地点から三二五度一四分三六秒 三・五〇メートルの地点
- ②⑧の地点 ②⑦の地点から四五五度一五分三三秒 四五・七一メートルの地点

(四) 四工区

次の各地点を順次に結んだ線及び⑫の地点と⑩の地点を結ぶ平成十二年秋分の満潮位(D・L・十二・七八メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- ⑫の地点 基点から二七二度〇八分〇一秒 九六二・四七メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から二二五度二七分三三秒 三五・九三メートルの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から一三四度五六分三三秒 二・〇二メートルの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から二二五度一二分三三秒 六・〇一メートルの地点
- ⑯の地点 ⑮の地点から三二五度二一分四〇秒 二・〇二メートルの地点
- ⑰の地点 ⑯の地点から二二五度〇九分二六秒 五五・四三メートルの地点
- ⑱の地点 ⑰の地点から一三五度三八分五三秒 二・〇六メートルの地点
- ⑲の地点 ⑱の地点から二二五度〇六分三四秒 二・五九メートルの地点
- ⑳の地点 ⑲の地点から三一五度一二分二一秒 六一・〇四メートルの地点
- ㉑の地点 ⑳の地点から四五五度一四分五四秒 一〇〇・〇六メートルの地点

3 面積

- (一) 二工区 A 三三・五七平方メートル
- (二) 二工区 B 六、四四九・五六平方メートル
- (三) 三工区

七二三・七九平方メートル

(四) 四工区

五、九一一・一一平方メートル

四 埋立免許の年月日及び番号

- 1 免許年月日 平成十三年六月二十二日
- 2 免許番号 一三港湾第五一七四号

●香川県告示第四百五十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により中讃広域都市計画道路を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成十八年六月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 都市計画を変更する土地の区域

- 三・四・三〇五 宇多津東西線
- 三・四・三〇六 宇多津中央線
- 三・四・三〇七 富熊宇多津線

二 縦覧場所

香川県土木部都市計画課

●香川県告示第四百五十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により高松広域都市計画道路を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成十八年六月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 都市計画を変更する土地の区域

三・一・一〇一 三木高松国分寺線

三・二・一〇三 錦町国分寺綾南線

三・三・一〇四 高松港岩崎線

縦覧に供する図面表示のとおり

二 縦覧場所

香川県土木部都市計画課

●香川県告示第四百五十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により高松広域都市計画公園を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成十八年六月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 都市計画を変更する土地の区域

九・六・一〇一 香川中央広域公園

縦覧に供する図面表示のとおり

二 縦覧場所

香川県土木部都市計画課

●香川県告示第四百五十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十八年六月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 指定 番号 西土指道 第一号

二 指定年月日 平成十八年五月十七日

三 指定道路の位置 観音寺市柞田町字中河原乙二二三五

四 指定道路の幅員とその延長 幅員 六・〇〇メートル

延長 一〇〇・六三メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県西讃土木事務所総務課において閲覧に供する。

●香川県告示第四百六十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定に基づき、平成十八年六月一日から、香川県建築設計協同組合（高松市磨屋町六番地四）に県営住宅の家賃及び駐車場使用料の収納事務を委託した。

香川県住宅供給公社（高松市松島町一丁目一七番二八号）に対する県営住宅の家賃及び駐車場使用料の収納委託事務契約は、平成十八年五月三十一日終了した。

平成十八年六月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

公 告

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第二項の規定による変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年六月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社コメリ 新潟県新潟市清水四五〇一番地一

大黒天物産株式会社 岡山県倉敷市堀南七〇四番地五

株式会社ベスト電器 福岡県福岡市博多区千代六丁目二番三三三号

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

坂出ショッピングセンター 坂出市入船町二丁目三二〇番一ほか

3 変更しようとする事項

(一) 駐輪場、荷さばき施設及び廃棄物等の保管施設の位置

テナント棟

変更前 別図のとおり

変更後 別図のとおり

なお、「別図」は、省略し、その図面を三の1の場所において三の2の期間縦覧に供する。

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
株式会社大創産業

変更前 開店時刻 未定

閉店時刻 未定

変更後 開店時刻 午前十時

閉店時刻 午後九時

(三) 荷さばき施設において荷さばきを行うことのできる時間帯

テナント棟

変更前 未定

変更後 午前八時から午後七時まで

4 変更年月日

平成十八年四月二十六日

5 変更する理由

テナント棟における小売業を行う者が決定し、顧客の利便性を向上する施設の配置を行ったため

二 届出年月日

平成十八年五月二十四日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び坂出市環境経済部商工観光課

2 縦覧期間

平成十八年六月二日（金曜日）から同年十月二日（月曜日）まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（平成十八年十月二日（月曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び坂出市環境経済部商工観光課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

(三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

(四) 意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇―八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる町が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十八年五月二十四日同意した。

平成十八年六月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

町名	土地改良事業名
綾川町	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）丸山谷池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池等整備事業）川池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池等整備事業）与北池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池等整備事業）吉ヶ谷池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）宮池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池等整備事業）日切池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池等整備事業）田池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池等整備事業）小田原木池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）菅原用水地区

〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 菅原地区
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池等整備事業） 庄屋池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 水池地区

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、坂出市坂出土地改良区の定款の変更を平成十八年五月二十二日認可した。

平成十八年六月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

選挙管理委員会告示

●香川県選挙管理委員会告示第九十八号

公職選挙法（昭和二十五年法律第九号）第六十一条第一項第三号の規定により個人演説会等を開催することができる施設として、平成十八年五月十七日次の施設を指定した旨高松市選挙管理委員会から報告があった。

平成十八年六月二日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

名 称	所 在 地
高松市二番丁コミュニティセンター	高松市扇町二―八―七
高松市四番丁コミュニティセンター	高松市番町二―三―五
高松市亀阜コミュニティセンター	高松市宮脇町一―六―一八
高松市栗林コミュニティセンター	高松市栗林町三―二―二二
高松市花園コミュニティセンター	高松市観光通一―八―九
高松市松島コミュニティセンター	高松市松福町二―一―一五―二四
高松市築地コミュニティセンター	高松市福田町一〇―一

高松市新塩屋町コミュニティセンター	高松市城東町一―一―四七
高松市日新コミュニティセンター	高松市瀬戸内町二―二―九
高松市鶴尾コミュニティセンター	高松市田村町三〇三―一
高松市太田コミュニティセンター	高松市伏石町七〇〇―三
高松市太田中央コミュニティセンター	高松市松縄町七五一―二
高松市太田南コミュニティセンター	高松市太田上町一〇四五―二
高松市木太コミュニティセンター	高松市木太町三四八〇―二
高松市木太南コミュニティセンター	高松市木太町一四八六
高松市木太北部コミュニティセンター	高松市木太町二二六〇三
高松市古高松コミュニティセンター	高松市高松町二五八一―二
高松市古高松南コミュニティセンター	高松市春日町七八二―二
高松市屋島コミュニティセンター	高松市屋島中町四四九―一
高松市屋島西コミュニティセンター	高松市屋島西町二四八三―二
高松市屋島東コミュニティセンター	高松市屋島東町九二八
高松市前田コミュニティセンター	高松市前田東町八三八
高松市川添コミュニティセンター	高松市元山町一三六―四
高松市林コミュニティセンター	高松市林町一四〇五―六
高松市三谷コミュニティセンター	高松市三谷町一―一六―一
高松市仏生山コミュニティセンター	高松市仏生山町乙四五―四
高松市一宮コミュニティセンター	高松市一宮町八三八―一
高松市多肥コミュニティセンター	高松市多肥上町四三三―五
高松市川岡コミュニティセンター	高松市川部町四八六―一

高松市円座コミュニティセンター	高松市円座町一六二二―一
高松市檀紙コミュニティセンター	高松市御殿町七七五―一
高松市弦打コミュニティセンター	高松市鶴市町三五六―三
高松市鬼無コミュニティセンター	高松市鬼無町佐藤三二―三
高松市香西コミュニティセンター	高松市香西本町四七六―一
高松市下笠居コミュニティセンター	高松市生島町三五―四
高松市女木コミュニティセンター	高松市女木町二〇三―一
高松市男木コミュニティセンター	高松市男木町一三四
高松市川島コミュニティセンター	高松市川島本町一九一―二
高松市十河コミュニティセンター	高松市十川西町五七九―一
高松市東植田コミュニティセンター	高松市東植田町一八二五―一
高松市西植田コミュニティセンター	高松市西植田町二二四七―一

収用委員会公告

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、収用の裁
 決手続の開始を決定したので公告する。

平成十八年六月二日

香 川 県 収 用 委 員 会

- 一 起業者の名称
香川県
- 二 事業の種類
二級河川大東川水系大東川改修工事（飯山工区）
- 三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
別表のとおり
- 四 土地所有者の住所及び氏名

当該土地の登記名義人（登記簿上の住所 香川県坂出市川津町六〇一四番地）である
 亡河崎甚三郎（共有持分九分の一）の法定相続人となる次の者

- 東京都杉並区梅里二丁目三四番二四号 片岡幸子（法定持分六四八分の二）
- 東京都杉並区梅里二丁目三四番二四号 片岡俊樹（法定持分一二九六分の一）
- 神奈川県相模原市相模台団地三番七―五〇五号 白石敬子（法定持分一二九六分の
 一）

- 香川県丸亀市土器町東五丁目五〇五番地 林律（法定持分三二四分の一）
- 香川県坂出市元町三丁目四番二六号 片岡昌子（法定持分六四八分の一）
- 香川県坂出市昭和町一丁目五番三八号 片島恭子（法定持分六四八分の一）
- 愛知県名古屋市中区上社二丁目五四番地本郷マンション二〇二号 片岡順子（法
 定持分六四八分の一）

- 大阪府吹田市内本町三丁目二〇番五号 片岡正昌（法定持分一二九六分の一）
- 愛知県名古屋市中区東区丁田町五番地ブロックシイスクエア丁田二〇五号 飯倉裕美子
 （法定持分一二九六分の一）

- 香川県丸亀市土器町東六丁目三九三番地 片岡弘子（法定持分九七二分の一）
- 香川県丸亀市土器町東六丁目三九四番地 片岡浩昌（法定持分一四五八分の二）
- 香川県坂出市旭町二丁目七番一七号 福本加代子（法定持分一四五八分の一）
- 香川県丸亀市土器町東六丁目三九三番地 片岡泰昌（法定持分一四五八分の二）
- 大阪府大阪市住之江区南港中五丁目六番二三―一二〇五号 片岡滉（法定持分三二
 四分の一）

- 香川県高松市檀紙町二二―一七番地 市原亨（法定持分三二四分の一）
- 香川県三豊市財田町財田上一七三五番地四 佐々木智美（法定持分三二四分の二）
- 香川県坂出市川津町六〇―一四番地 河崎保典（法定持分一六二分の二）
- 香川県坂出市川津町六〇―一番地三 河崎正晴（法定持分一六二分の一）
- 東京都江戸川区北小岩五丁目一四番三号 水谷照子（法定持分二七〇分の二）
- 香川県坂出市江尻町一〇六三番地 東条正子（法定持分二七〇分の二）
- 香川県丸亀市今津町七二三番地八 脇信子（法定持分二七〇分の一）
- 埼玉県川口市大字東本郷五六七番地の三六 荻原美智代（法定持分二七〇分の二）
- 香川県坂出市江尻町一〇六三番地 須崎真由美（法定持分二七〇分の一）

香川県仲多度郡多度津町大字庄三三七番地 藪内和衛(法定持分一〇八分の二)
 大阪府池田市渋谷一丁目一四番一三号 濱谷秋子(法定持分一〇八分の二)
 香川県綾歌郡宇多津町二二八番地一 畑美佐子(法定持分二七〇分の二)
 香川県坂出市青葉町七番三七号 吉原正平(法定持分二七〇分の二)
 香川県高松市福岡町二丁目二四番三〇号 吉原孝造(法定持分二七〇分の二)
 香川県坂出市富士見町二丁目二番二八号 吉原京三郎(法定持分二七〇分の二)
 香川県相模原市相南三丁目二〇番二二号 占部京子(法定持分二七〇分の二)
 香川県高松市仏生山町甲二五五二番地一 田淵稔恵(法定持分一六二分の二)
 香川県高松市仏生山町甲二五五二番地一 増田彰男(法定持分一六二分の二)
 香川県綾歌郡綾川町畑田八〇六番地一四 増田實(法定持分一六二分の二)
 当該土地の登記名義人(登記簿上の住所 香川県坂出市川津町六八三番戸)である亡
 藤村要助(共有持分九分の二)の法定相続人となる次の者
 一 土地所有者不明ただし、亡藤村要助の相続人(その合計持分七二三分の三)
 大阪府高槻市緑町一七番一七号 井上範夫(法定持分一〇八分の二)
 奈良県天理市中町一六〇番地二四 赤石美智子(法定持分四三三分の二)
 香川県高松市腰越一五八八番地二〇 藤村卓雄(法定持分四三三分の二)
 大阪府高槻市郡家本町五一番一五号 富士谷美和子(法定持分四三三分の二)
 大阪府堺市南区御池台一丁二四番八号 田邊須磨子(法定持分四三三分の二)
 香川県高松市木太町一九四一番地一 藤村信昌(法定持分一〇八分の二)
 東京都多摩市関戸四丁目一一番地七シヤルム第二聖蹟桜ヶ丘四〇七 竹内節(法定
 持分一七二八分の二)
 東京都多摩市関戸四丁目一一番地七シヤルム第二聖蹟桜ヶ丘五〇八 竹内律子(法
 定持分一七二八分の二)
 岡山県岡山市藤原西町二丁目三番四七一一号 竹内崇(法定持分一七二八分の二)
 岡山県岡山市藤原西町二丁目三番四七一一号 竹内志津子(法定持分五七六六分の二)
 香川県高松市塩上町一丁目四番二五号 竹内須磨子(法定持分五七六六分の二)
 東京都江東区東雲一丁目五番三〇一一四〇一四〇一四〇一四〇一四〇一四〇一四
 一)
 東京都八王子市松木八〇番地の七 三一五一〇 竹内茂喜(法定持分一一五二分の
 二)

一)
 香川県綾歌郡綾川町羽床下九七七番地 竹内祐子(法定持分五七六六分の二)
 香川県丸亀市綾歌町栗熊東六六八番地一 雉尾英子(法定持分一七二八分の二)
 香川県綾歌郡綾川町羽床下九七七番地 竹内茂人(法定持分一七二八分の二)
 香川県綾歌郡綾川町陶三八七五番地一 辻村育代(法定持分一七二八分の二)
 香川県高松市国分寺町柏原四一番地県営国分寺団地T一五一三 竹内毅(法定持分
 二八八八分の二)
 北海道札幌市北区北二五条西一三丁目三番二四号 藤村潔(法定持分四二二二分の
 一九)
 香川県坂出市池園町三番四三三番地 藤村馨(法定持分四二二二分の一九)
 大阪府大阪市大正区泉尾二丁目一七番二二番地 尾山敏子(法定持分四二二二分の一九)
 香川県仲多度郡琴平町榎井八四三番地九 藤村幸子(法定持分八四二四分の一九)
 香川県仲多度郡琴平町五條九九五番地一 藤村雅洋(法定持分一六八四八分の一九)
 愛媛県新居浜市船木甲二五九七番地の四 白木浩子(法定持分一六八四八分の一九)
 香川県坂出市駒止町二丁目四番四八号 瀧本昌子(法定持分四二二二分の一九)
 香川県高松市松縄町二一番地六 川端節子(法定持分二八〇八分の二)
 香川県さぬき市志度一一五五番地九 三宅豊美(法定持分二八〇八分の二)
 五 土地に関して権利を有する関係人の住所、氏名及びその権利の種類
 なし
 六 裁決手続の開始を決定した年月日
 平成十八年五月二十三日
 (「添付実測平面図」は、省略し、その図面は香川県土木部土木監理課用地対策室にお
 いて縦覧に供する。)
 別表
 所在 香川県丸亀市飯山町東坂元字三ノ池地内

地番	地目		地積		収用しようとする土地の面積(m ²)	収用しようとする土地の区域
	登記簿	現況	登記簿(m ²)	現況(m ²)		

269番7	堤塘	堤塘及び雑種地	420	420.01	420.01	添付実測平面図のG, I, J, K, L, M, N, H, Gの各点を順次直線で結ぶ赤色の区域
269番8	公衆用道路	公衆用道路	51	51.21	51.21	添付実測平面図のG, H, E, D, Gの各点を順次直線で結ぶ赤色の区域
269番9	堤	雑種地	74	74.01	74.01	添付実測平面図のA, B, C, D, E, F, Aの各点を順次直線で結ぶ赤色の区域

正 誤

平成十八年三月十四日(香川県報第九三一九号)香川県告示第百八十一の二号中訂正

四ページ	下段	誤	香川県告示第百八十二号
	正	誤	香川県告示第百八十一の二号

平成十八年三月十四日(香川県報第九三一九号)香川県告示第百八十一の二号中訂正

五ページ	上段	誤	香川県告示第百八十三号
	正	誤	香川県告示第百八十一の二号

平成十八年六月二日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度72%再生紙を使用しています